

令和 6 年 12 月 25 日開催

石狩市教育委員会会議（12 月定例会）資料

< 議案 >

議案第 1 号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等
に関する規則の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

議案第 2 号 石狩市立学校通学区域規則の一部改正について・・・・・・・・・・ P 2

議案第 3 号 招致外国青年就業規則及び石狩市教育委員会表彰規則の一部改正につ
いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～4

< 報告事項 >

①令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市
町村別結果の掲載に係る同意について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5～9

②石狩市学校給食センター運営委員会の答申について・・・・・・・・ P 10～11

石 狩 市 教 育 委 員 会

＜議案第 1 号関係＞

石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年12月 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前						改 正 後					
別表（第 3 条関係） 職種別基準表						別表（第 3 条関係） 職種別基準表					
職種	学歴免許等	基礎号俸		上限		職種	学歴免許等	基礎号俸		上限	
		職務の級	号俸	職務の級	号俸			職務の級	号俸		
略						略					
管理栄養士	略					管理栄養士	略				
						<u>栄養教諭免許（専修免許又は一種免許）保持者（管理栄養士又は栄養士）</u>	<u>大学卒</u>	<u>1</u>	<u>25</u>	<u>1</u>	<u>53</u>
略						略					
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

<議案第 2 号関係>

石狩市立学校通学区域規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市立学校通学区域規則の一部を改正する規則

第 1 条 石狩市立学校通学区域規則（昭和51年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後												
別表第 3 （第 2 条関係） 義務教育学校 <table><tr><td>学校名</td><td>通学区域</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>（仮称）石狩市</u> <u>立浜益小中学校</u></td><td>略</td></tr></table>	学校名	通学区域	略		<u>（仮称）石狩市</u> <u>立浜益小中学校</u>	略	別表第 3 （第 2 条関係） 義務教育学校 <table><tr><td>学校名</td><td>通学区域</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>石狩市立浜益学</u> <u>園</u></td><td>略</td></tr></table>	学校名	通学区域	略		<u>石狩市立浜益学</u> <u>園</u>	略
学校名	通学区域												
略													
<u>（仮称）石狩市</u> <u>立浜益小中学校</u>	略												
学校名	通学区域												
略													
<u>石狩市立浜益学</u> <u>園</u>	略												
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

<議案第3号関係>

招致外国青年就業規則及び石狩市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 号

招致外国青年就業規則及び石狩市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

(招致外国青年就業規則の一部改正)

第1条 招致外国青年就業規則(平成7年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(免職) 第6条 教育委員会は、英語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該英語指導助手を免職することができる。 (1) 略 (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合 (3)～(7) 略 2 略 (懲戒処分) 第27条 教育委員会は、英語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該英語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。 (1) 略 (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合 (3)～(4) 略 2 略	(免職) 第6条 略 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合 (3)～(7) 略 2 略 (懲戒処分) 第27条 略 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合 (3)～(4) 略 2 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(石狩市教育委員会表彰規則の一部改正)

第2条 石狩市教育委員会表彰規則（平成18年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(表彰の取消し) 第14条 表彰を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その表彰を <u>取消</u> し、表彰状を返還させることができる。 (1) <u>懲役又は禁固</u> 以上の刑に処せられた場合 (2) 略	(表彰の取消し) 第14条 表彰を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その表彰を <u>取り</u> 消し、表彰状を返還させることができる。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた場合 (2) 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 3 拘禁刑に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

<報告事項①関係>

教 健 体 第 8 4 2 号
令和6年（2024年）11月25日

各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。） 様

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への
市町村別結果の掲載について（照会）

このことについて、「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査実施要領」（別添1、以下「実施要領」という。）では、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であるとともに、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができることとされています。

道教委では、この実施要領に基づき、きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、令和5年度同様、別添2の考え方のとおり、市町村教育委員会の同意を前提として、令和7年4月を目途に公表を予定している令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」（以下「北海道版結果報告書」という。）に、別添3により作成した市町村の結果を掲載する考えです。

つきましては、実施要領に基づき、貴市町村の結果を北海道版結果報告書に掲載することについて照会しますので、次により回答願います。

なお、道教委としては、学校名を明らかにした公表は市町村教育委員会が判断することが望ましいと考えており、学校名の公表について照会する考えはありません。

記

1 回答様式

別添 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への
の市町村別結果の掲載について

2 提出先

所管する教育局教育支援課

3 市町村教育委員会から教育局への提出期限

令和7年（2025年）1月10日（金）

4 送付資料

別添1 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査実施要領

別添2 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表に関する道教委の考え方

別添3 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット

5 北海道版結果報告書への掲載内容

「別添3 道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット」により作成した資料を市町村ごとに1枚掲載

担当係：学校教育局健康・体育課健康・体育指導係
担 当：主査 駒 津 和 康
T E L：011-206-6818（内線：35-660）
F A X：011-272-1234
E-mail：komatsu.kazuyasu@pref.hokkaido.lg.jp

令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について（回答）

令和 6 年（2024 年）11 月 25 日付け教健体第 842 号で照会のありました令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」に当市町村の結果を掲載することについて、次のとおり回答します。

道教委が作成する令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」に別添 3 により作成した当市町村の結果資料を掲載することについて

☒ 同意する ☐ 同意しない

（いずれかにレ印を入力してください。）

北海道教育委員会教育長 様

（ 石狩市 ）教育委員会

（御回答ください。）

1 上記の回答に当たり、どのように決定しましたか。

（□にレ印を入れてください。）

☒ 教育委員会に諮り決定した。

☐ 教育長が決定した。

☐ その他（ ）

2 決定に当たり、意見を聞いた機関や団体等がありますか。

（ ）

3 「同意しない」を選んだ市町村教育委員会は、差し支えなければ、その理由を下欄に記入願います。

4 今後の北海道版結果報告書の内容について、御意見等がありましたら、下欄に記入願います。

ありがとうございました。

令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表に関する道教委の考え方

◆ 道教委の説明責任

道教委では、本道教育の推進に当たり、その責任と権限の下に、教職員の任用や人事、給与負担を行うとともに、本道教育が直面する教育課題を解決するため、広域的な行政施策を実施してきており、その成果等について道民にわかりやすく説明する責任があります。

こうしたことから、道教委としては、できるだけきめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施要領上、最大限可能な範囲として管内別の結果を公表するなど、報告書の内容について不断の工夫・改善を行っているところです。

平成 26 年度の実施要領から、①都道府県、市町村の区別なく、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であると明記されるとともに、②都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができるとされました。

この実施要領の改訂を受け、道教委では、市町村教育委員会の同意を前提として、一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、市町村別の結果を公表することとし、平成 26 年度の報告書から、同意が得られた市町村の調査結果及び分析結果・改善方策（市町村の体力向上策）を、報告書に掲載し公表しています。

道教委では、本年度も同様の考え方で市町村別の結果を報告書に掲載したいと考えております。

◆ 市町村教育委員会の説明責任

一方、小・中学校の教育に関しては、市町村教育委員会が設置管理者としての責任と権限を有しており、自らの施策の現状と成果の一つとして全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を様々な角度から一定の数値により分かりやすく公表するとともに、施策の改善につなげていくことが大切です。

なお、道教委では、市町村教育委員会の公表については、学校・家庭・地域・行政が各地域の体力の課題を共有し、教育施策の改善や児童生徒の体力・運動能力等の状況の改善に一丸となって取り組むことができるよう、これまでも分かりやすい公表を行うよう働きかけてきたところであり、実施要領を踏まえた公表内容の改善・充実について引き続き働きかけていく考えです。

◆ 道教委による公表の具体

1 道教委による市町村名を明らかにした公表について

- 各種目の成果と課題が明確になるよう、各種目のT得点を示すレーダーチャートを基本とするとともに、分析結果や改善方策（市町村の体力向上策）を併せて示すようにします。

〔公表内容〕 別添3「道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット」による

- 体力合計点については、教育上の配慮が必要と考えられる市町村（※）以外の市町村は、体力合計点の数値も公表することが望ましいと考えています。

（※）・小学校1校：49市町村 中学校1校：47市町村
義務教育学校1校：2市町村
・対象となる児童生徒数が少ない市町村
（参考：道教委では児童生徒数が200～300人程度である檜山、留萌管内についても公表）
・ただし、道内には児童生徒数が少なくても体力合計点の数値を公表している市町村もあり、最終的には地域の実情に応じて市町村が判断すべき。

- 同意が得られた市町村については、4月を目途に公表を予定している道教委の報告に、別添3により作成した資料を掲載します。

2 道教委による学校名を明らかにした公表について

- 都道府県教委が市町村教委の同意を得た上で学校名を明らかにした公表を行う際には、各学校の分析の結果や改善状況を合わせて示す必要がありますが、全道の学校数が約1,500校に上ること、児童生徒数が少なく教育上の配慮が必要な学校が多いことから、市町村教委や学校が判断することが望ましいと考えています。

3 報道への対応

- 報道機関に対し、体力合計点の数値を一覧にするなど、序列化や過度な競争につながる報道をしないよう要請します。

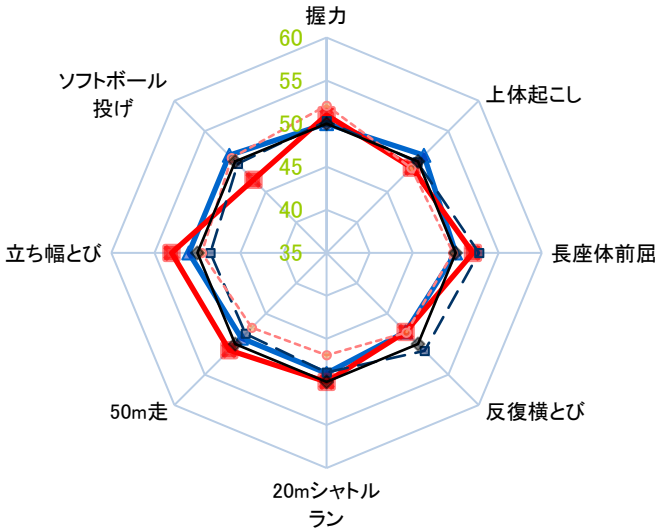
道教委による市町村名を明らかにした公表の基本フォーマット (中学校シャトルラン・持久走両方)

■ ●●市(町村)内小・中学校の状況及び体力向上策(学校数:小学校●校・児童数●名、中学校●校・生徒数●名)

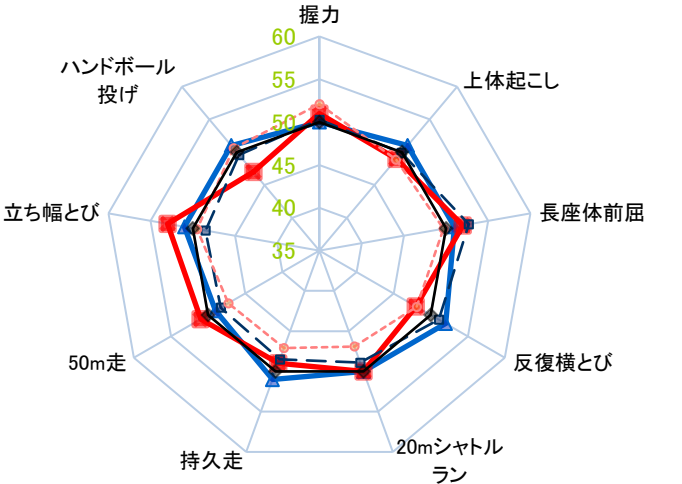
【各種目の状況】

全国を50とした時の数値(T得点)をレーダーチャートで表示

[小学校]



[中学校]



※市町村教育委員会の意向を踏まえ、各種目の状況を分かりやすく示したレーダー

チャートのほか、次ページに示す「基本フォーマットに加えて掲載するデータ例

- ①・
- ②」なども参考とし、学校質問紙調査や児童生徒質問紙調査の結果から
- ・成果が表れているデータ
 - ・市町村の取組の特色が表れているデータ などを掲載します。
(「基本フォーマットに加えて掲載するデータ例」を作成)

※市町村教育委員会の意向を踏まえ、各種目の状況を分かりやすく示したレーダーチャートのほか、次ページに示す「基本フォーマットに加えて掲載するデータ例①・②」なども参考とし、学校質問紙調査や児童生徒質問紙調査の結果から

- ・成果が表れているデータ
- ・市町村の取組の特色が表れているデータ などを掲載します。
(「基本フォーマットに加えて掲載するデータ例」を作成)

【分析】

＜小学校＞

※実技及び質問紙調査の調査結果から成果につながったと考えられる要因や具体的取組等

＜中学校＞

※実技及び質問紙調査の調査結果から成果につながったと考えられる要因や具体的取組等

【●●市(町村)の体力向上策】

<報告事項②関係>

令和 6 年 12 月 9 日

石狩市教育委員会

教育長 佐々木 隆哉 様

石狩市学校給食センター運営委員会

委員長 若林 公一

学校給食費の適正な水準について（答申）

令和 6 年 9 月 19 日付け石教給第 42 号で諮問されたこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

（答申）

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであります。

令和 4 年の学校給食費単価の改定以降、世界的な社会情勢や気象変動、それらに起因する資源価格の高騰や円安などにより、様々な物価が急激に上昇する傾向となっております。

このような状況に対応すべく、石狩市では、食材の選定や献立の工夫など可能な限り食材費の圧縮に努めているほか、国の交付金の活用により保護者負担の軽減を図っていますが、今なお物価上昇の収まる気配がありません。従って、令和 5 年度の答申に基づく学校給食費の「適正な水準」では、今後、安定した栄養充足率の確保及び食品構成の維持、安全な給食提供、また、食育の推進が難しい状況にあります。

一方、このような社会情勢の中、保護者の経済的負担の抑制も考慮する必要があります。

これらのことを踏まえ、本委員会において学校給食の果たすべき役割について多角的な視点から審議を行った結果、保護者の経済的負担を考慮しつつ、安全で栄養価の充足を見据えた、本来の保護者負担額であるべき学校給食費は、次にお示しする単価が「適正な水準」であるものと判断致します。

学校給食費の適正な水準

(1) 小学校及び義務教育学校前期課程

区分	単価	単価（参考）	
	適正な水準	適正な水準（令和6年度適用）	現行（令和4年4月1日施行）
1年生	3 2 4 円	2 8 7 円	2 5 3 円
2年生			
3年生	3 3 3 円	2 9 5 円	2 6 0 円
4年生			
5年生	3 4 1 円	3 0 2 円	2 6 6 円
6年生			

(2) 中学校及び義務教育学校後期課程

区分	単価	単価（参考）	
	適正な水準	適正な水準（令和6年度適用）	現行（令和4年4月1日施行）
1年生（7年生）	4 1 8 円	3 7 0 円	3 2 6 円
2年生（8年生）			
3年生（9年生）			

なお、学校給食費の適正な水準に基づく、保護者負担額単価の設定等について、次のとおり意見を付帯致します。

付帯意見

- ・国の交付金の活用等、引き続き保護者の経済的負担を考慮すること。
- ・給食費単価の改定等にかかる保護者等への周知は、十分な期間をもって丁寧に行うこと。施行は令和7年4月1日以降が望ましい。
- ・今後の学校給食費の適正な水準の検討について、近年のような物価上昇が続く場合は、最低1年に1回は本委員会において議論を行うこと。